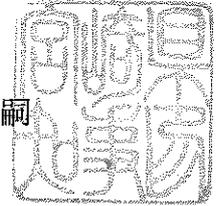


215-1181

令和元年9月2日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（照会）

このことについて、下記のとおり議案を作成したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

1 議案名

議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第12号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 教育委員会委員の任命の同意について

2 提出する県議会

令和元年9月定例県議会

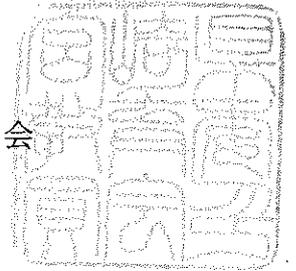
（文書取扱 財政課）

0150-1312

令和元年9月5日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（回答）

令和元年9月2日付け215-1181で照会のあった標記については、
異議ありません。

(文書取扱 教育政策課)

令和元年9月定例県議会提出議案の概要

<教育に関する事務に係る議案>

○ 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

五ヶ瀬中等教育学校生徒寮改修事業（高校教育課） 3,500千円

※ 五ヶ瀬中等教育学校の募集定員を男女同数に見直したことに伴う寮の改修に係る設計を行うための経費

○ 議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（人事課）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、知事部局等において任用する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、条例を制定するものである。

○ 議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（人事課）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例に会計年度任用職員に関する規定を整備するための条例を制定するものである。

○ 議案第12号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（特別支援教育課）

県立都城きりしま支援学校小林校の本校化に伴い、現校名を廃止し、新校名を定めるため、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第18号 教育委員会委員の任命の同意について（人事課）

教育委員会委員を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

(議案第1号)

令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)

【単位：千円】

会計	所 属	補正額	補正前の額	補正後の額
一 般 会 計	教 育 政 策 課	0	3,201,223	3,201,223
	財 務 福 利 課	0	3,877,826	3,877,826
	高 校 教 育 課	3,500	3,724,054	3,727,554
	義 務 教 育 課	0	102,050	102,050
	特 別 支 援 教 育 課	0	480,036	480,036
	教 職 員 課	0	94,358,081	94,358,081
	生 涯 学 習 課	0	581,237	581,237
	ス ポ ー ツ 振 興 課	0	1,035,140	1,035,140
	高 校 総 体 推 進 課	0	319,277	319,277
	文 化 財 課	0	508,909	508,909
	人 権 同 和 教 育 課	0	104,111	104,111
	合 計	3,500	108,291,944	108,295,444
特 別 会 計	財 務 福 利 課 (県立学校実習事業)	0	230,478	230,478
	財 務 福 利 課 (育英資金)	0	993,381	993,381
	合 計	0	1,223,859	1,223,859
	総 計	3,500	109,515,803	109,519,303

(議案第1号関連)

㊦ 五ヶ瀬中等教育学校生徒寮改修事業

高校教育課

1 事業の目的・背景

五ヶ瀬中等教育学校の募集人員について見直しを検討してきた結果、来年度より男女同数の定員を設けることを決定したことから、生活・教育環境上、必要となる寮の改修を行う。

2 事業の概要

- (1) 予算額 3,500千円
- (2) 財源 全額一般財源
- (3) 事業期間 令和元年度から令和3年度まで
- (4) 事業内容
 - ① 設計委託（令和元年度）
 - ② 改修工事（令和2年度、令和3年度）

3 事業効果

見直し後の定員を収容できる施設が整備され、必要な教育環境を確保することができる。

(議案第9号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例

教職員課

1 条例整備の理由

会計年度任用職員等に関する規定が追加された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴い、本県においても会計年度任用職員制度を導入することから、関係条例の制定及び改正を行うものである。

(参考) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要

- ① 特別職非常勤の範囲を、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化
- ② 臨時的任用は、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化
- ③ 一般職の非常勤職員を新たに会計年度任用職員とし、採用方法や任期を明確化
- ④ 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう規定を整備

2 条例の内容

- (1) 会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の改正
会計年度任用職員の勤務時間や退職手当の支給に係る規定等の整備
- (2) 改元に伴う元号の修正等

(改正を要する条例)

- ① 職員の分限に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第41号)
- ② 職員の懲戒に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第42号)
- ③ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第43号)
- ④ 職員の退職手当に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第44号)
- ⑤ 職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号)
- ⑥ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和31年宮崎県条例第4号)

- ⑦ 専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宮崎県条例第35号）
- ⑧ 市町村立学校職員の分限に関する条例（昭和31年宮崎県条例第38号）
- ⑨ 市町村立学校職員の懲戒に関する条例（昭和31年宮崎県条例第39号）
- ⑩ 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）
- ⑪ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）
- ⑫ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）
- ⑬ 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号）
- ⑭ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）
- ⑮ 宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宮崎県条例第5号）
- ⑯ 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号）

3 施行期日

令和2年4月1日施行

（ただし、改元に伴う元号の修正等一部規定は公布日施行）

(議案第12号)

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

特別支援教育課

1 改正理由

県立都城きりしま支援学校の分校である小林校の本校化に伴い、必要な改正を行うものである。

2 改正内容及び施行期日

令和2年4月1日、別表第1から「県立都城きりしま支援学校小林校小学部」「同中学部」「同高等部」を削除し、「県立小林こすもす支援学校」「同小学部」「同中学部」「同高等部」を追加する。

3 県立小林こすもす支援学校の概要

(1) 学校の配置

新校名	学部	住 所
県立小林こすもす支援学校	小学部	小林市東方 3216 番地 (小林市立東方小学校)
	中学部	小林市東方 3094 番地 2 (小林市立東方中学校)
	高等部	小林市真方 124 番地 (県立小林高等学校)

(2) 校名選定について

- 公募を実施し、その結果を踏まえ決定
- 選定の理由
 - ・ コスモスは、小林市の花であり、応募数が最も多かった。また、コスモスの花言葉が「まごころ」「調和」であり、群生する様子から、新しい学校の子どもたちが、明るく、みんなで支え合いながら成長してほしいという県民の思いや願いが込められている。
 - ・ 「こすもす」をひらがな表記とすることで、県民に親しまれる柔らかなイメージとした。
 - ・ これまで小林市の全面的な協力により、都城きりしま支援学校小林校を開設し、教育の充実を図ることができたこと、また、県内の他の地域の特別支援学校と同じく、所在する市の「小林」の名称を使用することとした。